

消防防災業務の業務・システムの見直し方針

2007年（平成19年）8月22日
総務省行政情報化推進委員会決定

「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」（2006年（平成18年）3月31日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）の趣旨を踏まえ、下記のとおり、総務省消防庁（以下「消防庁」という）における消防防災業務・システムの見直し方針を定める。

消防庁は、本見直し方針に沿って、消防庁における消防防災業務・システムについて必要な見直しを行い、その最適化に取り組むものとする。

1. 対象範囲

本見直し方針が対象とする消防防災業務・システムは、消防組織法、消防法、災害対策基本法、国民保護法などの関連法規に基づく各消防防災業務のうち消防庁が所掌する「災害発生時等の消防庁におけるオペレーション業務」、「防災に関する国民等への啓発業務及び情報提供業務」、「武力攻撃事態等に際しての国民への情報伝達業務」、「火災予防・危険物災害等の統計及び地方公共団体等との情報共有業務」及び「消防庁の内部管理事務」並びにこれらの業務を処理する情報システム群とする。

本見直し方針は、別紙のとおり分類される5業務52システムを対象に横断的な見直しを行うことで、消防庁における業務・システム全体の最適化を図ることを意図している。

2. 最適化の基本理念

消防防災業務・システムの最適化に当たっては、予算効率の高い簡素かつ透明な業務・システムを構築することを基本とし、以下の観点から見直しを進める。

- (1) 多様化・大規模化する災害等に迅速かつ的確に対応できるよう、技術革新等の社会経済情勢の変化を踏まえながら、現行の業務プロセスの点検、見直しを行い、業務の効率化・合理化を図る。
- (2) システム間のインフラ面、あるいはアプリケーション・データ面の一元化促進、相互互換性の確保を行う等により、各システムの効率化・合理化を図るとともに、より少ないコストで、要求される処理能力が十分に発揮されるようなシステム構成とする。
- (3) 情報システムの調達・管理・改修等に係る組織内の意思決定を的確に行えるようにするため、全庁的に情報システムに関する管理・統制を強化する。

3. 現状及び課題

我が国の消防は、地域に密着した自治体消防を基本としている。現在、消防組織法に基づき、全国の市町村に設置されている約800の消防本部と約2,600の消防団においては、そ

れぞれ約15万7千人の消防職員と約90万人の消防団員が所属し、火災の予防や消火はもとより、救急救助から地震・風水害への対応まで、国民の安全確保に大きな役割を果たしているところである。

一方で、消防庁においては、自治体消防を支える存在として、消防制度や基準の企画・立案、都道府県・市町村への消防に関する助言・指導、消防職員や消防団員への教育訓練、消防統計、消防に関する試験や研究等を所管事務として担ってきたところであるが、近年は、発生が懸念される大地震や大規模・特殊災害における緊急対応の必要性など、全国的な視点での総合的な消防防災体制の確立も重要な課題となっていることから、大規模災害発生時の緊急消防援助隊のオペレーションや、武力攻撃・大規模テロなどの国民保護事態に対応するための計画策定、情報収集なども新たな業務として担うに至っている。

今日、消防庁では、これらの消防防災業務を効率的・効果的に処理するため、別紙の52システムを整備・運用しているところであるが、阪神・淡路大震災以降の各種災害等にきめ細かく随時に対応してきたため、比較的小規模なシステムを担当部署において個々に構築してきた経緯がある。このため、システムは多様化を極め、機器、機能の重複、作業の非効率化等の問題が発生している。

消防行政においては、近年、国民の安心・安全意識の高まりを受け、より一層迅速・的確な災害等への対応、あるいは災害等による被害の軽減が求められているが、一方で、その手段である消防防災業務・システムについては、以下に掲げる課題も見受けられることから、これらを早急に解決し、効果的・効率的にその役割が果たされるよう、最適化の取組を進める必要がある。

(1) 業務処理の手法が社会経済情勢の変化等に対応できていない

業務処理の手法が、技術革新をはじめとした社会経済情勢の変化や、国民のニーズを踏まえた災害対応体制の整備の進展等を踏まえたものになっていない。例えば、紙媒体を用いた手作業による確認業務等の存在が、業務処理上の滞留要因となっているケースについては、IT（情報通信技術）の活用による業務の合理化・円滑化が必要となる。また、これまで情報システムにより行っていた業務処理について、普及が進んだインターネット（ウェブ、Eメール等）を活用して処理する方が効率的であると判断される場合もある。

(2) システム調達のPDCAサイクルが成熟していない

システム調達に係るPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルが必ずしも成熟しているとは言えない。例えば、システム調達仕様書内の保守運用形態、納品成果物等に関する記述に不十分な面がある。保守運用形態に係る記述が曖昧なことで保守運用に関する予算が効率的に執行できないこと、納品成果物に関する記述が不十分なことで意図した調達がなされているか不明確となることやシステムの現状把握が困難となることなどの問題が発生する。

(3) 情報システムに係る情報が一元管理されていない

これまでシステムを所管する各課室が個別に業者との折衝を行っていたため、シス

テムに係る基礎情報（構築の経緯、業務の内容、構築年度、機器構成、保守状況、改修実績等）等を各課室がばらばらに管理しており、一元的・集中的な管理体制がとられていない。このため、全業務・システムにまたがる評価・整理を行う際に、判断材料となる基礎情報の収集に大きな困難が伴う。また、本来集中的に処理した方が効率的な管理業務について、各々システムを保有する課室が個別に行っているため、業務に重複が発生している。

(4) 採用技術・システム方式が標準化されていない

これまで各課室において、システム間の連携を図るという意識不足等の事情から、システムの採用技術・システム方式の標準化に向けた取組が行われてこなかった。このため、システム間の連携方式、ひいてはバックアップの方式やセキュリティ等に至るまで、システムに必要な様々な要件を定める際に、多くの時間と労力を要してきた。

(5) 類似機能を持ったアプリケーション・機器等が重複している

既存システム文書の記載レベルが不十分であるため、システム構築業者が消防庁の既存システムの現状を分析することが難しく、類似機能を持ったアプリケーション・機器・データが、新たなシステムを導入する都度、設置・構築されてきた傾向がある。

ネットワークについても同様に、既存システム文書の記載レベルが不十分等の理由から、現行ネットワークを改修・拡張して理想的なネットワークを設計することが困難である。

4. 見直し方針

前記最適化の基本理念及び課題を踏まえ、以下の方針により見直しを進める。

(1) 業務プロセスの点検、見直し

現行の業務プロセスについて、社会経済情勢の変化等を踏まえて点検し、IT(情報通信技術)を活用した業務の簡素化・合理化、業務処理方法の標準化・一元化等、業務目的を達成するために最適な手法を選択するとの視点で、見直しに取り組む。

(2) 情報システムの見直し

業務プロセスの点検結果を踏まえた上で、情報システムに関して以下の見直しを行う。

ア システムの除却、統合

インターネットに代表される代替手段の普及等により必要性が低下しているシステム、運用経費に比して十分な効果が得られていないシステムについては、除却の判断を下す。

また、複数のシステムにおいて類似・重複したアプリケーション機能については一元化・集中化を図る。

なお、これらシステムの除却・統合を通じて、今後の改修コストや運用・保守コ

コストの削減が図られることとなる。

イ 共通インフラ基盤の構築

これまでのようにシステム毎にばらばらに機器等を購入することは重複投資の可能性及び運用管理にかかる負荷の面から適切ではない。今後は、消防庁のシステム全体が共用可能な、共通のシステム基盤を構築し、コスト削減と同時に運用管理にかかる業務負担の低減を図る。

ネットワークについては、インターネット接続口の集約、合理的なネットワーク機器の配置等検討した上で、わかりやすいシンプルな構成の消防防災業務用のネットワークセグメントを新規に敷設し、整理・集約を図る。

ウ 複数の業務・システムにまたがって利用されるデータの一元化

複数の業務・システムにおいて重複したデータ、統合が可能なデータについては、データベースの一元化・集中化を検討する。これによりデータ互換性の確保、データ構造の標準化、データのメンテナンスに要するコストの圧縮を図る。

エ 採用技術・システム方式の合理化・標準化

システムの調達時や改修時における非効率を解消するため、採用技術・システム方式の合理化・標準化を進め、情報システムの相互運用性や拡張容易性を確保するとともに、システムの信頼性・セキュリティの向上を図ることとする。

なお、安否情報システム等、高い機密性が求められる情報を扱うシステムや緊急消防援助隊動態管理システム等、災害発生時等に使用するために特に信頼性を求められるシステムについては、信頼性・セキュリティ強度の確保に十分留意することとする。

(3) 情報システムに関する管理・統制の強化

情報システム調達等のPDCAサイクルを確立するため、以下の見直しを行う。

ア 情報資産台帳の活用

システムの運用管理・調達・改修等に係る意思決定を行う際に必要となるシステム関連の情報を、一元的に把握するため、「電子政府推進計画」(2006年(平成18年)8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき情報資産台帳を作成する。情報資産台帳上に整理された、システム毎の利用状況やコスト状況、ライフサイクルに関する情報は、システム整備上の優先順位付けや有効性評価を行う際の重要な判断材料となり、情報システムに関する庁内の管理・統制の強化へとつながる。

イ 業務・システム最適化推進にあたっての手続きルールの確立

今後のシステム導入等に当たって、情報システム担当課室にシステム関連の情報が一元的に集まるよう、関係する職員が共通して従うべき手続きルールを確立する。

手続きルールを確立することで、システムの新規構築・改修が立案された際に、既存システムとの間に業務内容の重複がないか等点検する機会が得られる。これにより、消防庁全体の計画的なシステム整備を実施することが可能となり、不要な投資を避けることへとつながる。

(4) 府省共通業務・システム最適化計画との整合性確保

消防防災業務の業務・システム最適化計画においては、府省共通業務・システム最適化計画と一部重複する対象範囲を設定している。よって、上述の見直しを行うにあたっては、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務の業務・システム最適化計画」、「災害管理業務の業務・システム最適化計画」、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」との関連性に留意し、各最適化計画の進捗や内容の変更等を常に把握した上で、整合性の確保に努めることとする。

5. 最適化計画の策定

本見直し方針を踏まえ、総務省行政情報化推進委員会の下、「業務・システム最適化指針（ガイドライン）」に沿って、消防庁は、2007年度（平成19年度）のできる限り早期に、最適化計画を策定する。なお、消防防災業務の業務・システムの最適化は、消防庁の業務・システム全体を対象としたものであることを踏まえ、複数年度にわたる段階的な対応が必要になる。このため、2008年度（平成20年度）以降においても消防庁の業務・システム全体の最適化に向けた検討を継続して実施し、必要に応じて最適化計画を見直すこととする。

業務大分類	業務中分類	項番	システム名称
総務省消防庁における消防防災業務	①災害発生時等の消防庁におけるオペレーション業務 (消防庁職員が、職員の参集体制の確保から災害発生時の情報収集、緊急消防援助隊活動支援等に使用するシステム)	1	一斉呼出装置
		2	緊急防災情報ネットワーク
		3	危機管理体制支援システム(安心くん)
		4	災害対策本部支援システム
		5	地震災害応急対応マニュアルシステム
		6	火災・災害等即報管理サブシステム(防災情報システム)
		7	地震情報サブシステム(防災情報システム)
		8	ヘリコプター運航情報サブシステム(防災情報システム)
		9	ヘリコプター情報サブシステム(防災情報システム)
		10	離着陸場情報サブシステム(防災情報システム)
		11	消防装備情報サブシステム(防災情報システム)
		12	消防防災関連機関情報サブシステム(防災情報システム)
		13	防災情報共有管理システム
		14	災害映像配信システム
		15	災害対応時系列システム
		16	消防防災危機管理地理情報システム
		17	簡易型被害想定システム
		18	広域応援支援システム
		19	緊急消防援助隊動態情報システム
	②防災に関する国民等への啓発業務及び情報提供業務 (消防庁及び消防本部職員が入力したデータを国民等が閲覧し、活用するシステム)	20	地域防災計画・国民保護計画データベースシステム
		21	阪神大震災関連情報データベース
		22	e-カレッジ
		23	災害伝承情報データベース
		24	災害ボランティアデータバンク
		25	消防防災文献情報サブシステム(防災情報システム)
		26	備蓄物資情報サブシステム(防災情報システム)
		27	搬送拠点情報サブシステム(防災情報システム)
	③武力攻撃事態等に際しての国民への情報伝達業務 (消防庁が国民に対し、災害やテロ等の情報を伝達するシステム)	28	全国瞬時警報システム(J-ALERT)
		29	安否情報システム
	④火災予防・危険物災害等の統計及び地方公共団体等との情報共有業務 (消防本部職員が入力したデータを消防庁に集約し、そのデータを消防庁及び消防本部職員で共有するシステム)	30	危険物等情報サブシステム(防災情報システム)
		31	危険物一般公開サブシステム(防災情報システム)
		32	石油コンビナート情報サブシステム(防災情報システム)
		33	火災原因調査関連データベース(防災情報システム)
		34	違反処理データベースシステム
		35	石油コンビナート特別防災区域地域情報管理システム
		36	消防ヒヤリハットデータベース
		37	火災報告等オンライン処理システム
		38	防火対象物実態等調査オンライン処理システム
		39	ウツタイン様式調査オンライン処理システム
		40	危険物規制事務調査オンライン処理システム
		41	危険物に係る事故及びコンビナート特別防災区域における事故の報告オンライン処理システム
		42	救急救助調査オンライン処理システム
		43	石油コンビナート等実態調査オンライン処理システム
		⑤消防庁の内部管理業務 (消防庁が消防庁及び消防本部職員の教育業務のため、また、研究のために使用するシステム)	44
	45		叙位・叙勲対象者管理システム
	46		消防大学校教務管理システム
	47		消防庁審査・データ保管システム
	48		e-ラーニング
	49		対応能力訓練装置
	50		ヘリ映像等による被災地状況把握システム
	51		災害映像の活用システム
	52		延焼予測システム